

井戸端かいご

年3回発行（4・8月号は北アルプス遊・交・学と合冊です）

大町市大町1058-33
大北福祉会館内
北アルプス広域連合

フウフ ナイクロウ
電話: 22-7196



震災後も、谷の絆で続く集いの場 ～小谷村土谷のカルタ会～

小谷村土谷では冬になると近所のみんなが集ってカルタ(百人一首)を楽しんでいます。終戦後、娯楽のない時期に、村の各家を回って行われていたカルタ会に子供の頃から親しんでいた80代の方の声かけで、およそ20年前に復活。震災後も2月から再開し、毎週1回のカルタ会を楽しんでいます。この日も11人が集まり、熱中して5回戦を行いました。熱戦後はお茶を飲み、「寄り合って冬を過ごし、カルタをやるのが楽しみだった」「小谷は昔から谷ごとの絆が強く、家族みたいなもの」「昨年の地震の時も公民館で避難生活を共にした」と振り返りました。近所の人がお互いを何気なく気遣い、こうした集いの場が続けられ、また各地域に増えていくことが、ともに支えあう地域への出発点になりそうです。(3月6日小谷村中通公民館にて)

【目次】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 地域包括ケアシステムに向けて | 2 27年4月の報酬改正について…4頁～5頁 |
| ・生活支援サービス講演会……………2頁 | 3 新しい保険料について……………6～7頁 |
| ・医療と介護について勉強会……………3頁 | 4 特養入所申込状況……………8頁 |

私たちが地域にできること

～生活支援サービス勉強会～

大町市26年度 地域包括ケア重点支援事業・福祉サービス担い手育成事業

27年制度改正により、これまで全国一律の要支援者に対するサービスの一部を地域支援事業に移し、また介護サービス以外の生活支援についても、地域の実情に応じて展開していくこととなります。その中には住民主体の助け合い活動を核とするサービスも含まれ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、今まで以上に地域の支えあう力を強めることが必要となります。新たに設けられた生活支援サービスの創設に尽力された丹先生を迎えて勉強会が行われました。



公益財団法人さわやか福祉財団
常務理事 丹直秀先生の講演より

地域で支えあう時代へ

- 介護保険改正で、比較的軽い要支援の方は地域で支える仕組みとなります。
- 行政がみんなやれという考えではなく、地域福祉はみんなで作る方向へ動いています。
- 団塊の世代(人口の5%)の参加で地域は変わります。

行政、住民それぞれの役割

- 行政もかなりの覚悟がいる制度改正で、今から住民参加を呼び掛ける覚悟がないと29年度までに間に合わない。
- 参加しやすい仕組みと自律性を損なわずに支援することが大切。
- 受け止める住民も、参加して地域の力になる覚悟が重要です。
- 65歳以上でも約8割は、お元気な方。住民の方から資源を作り上げることが期待されます。

キーワードは「創る」と「参加する」

- 新しい総合事業に対する基本的な考え方は、住民主体の助け合いが中心。
- 保険料も税金も上げないで、参加もしないで安心して暮らせる地域がほしいというのは、無いものねだり。
- 参加することで、元気な高齢者が地域に増えることとなります。
- 助け合い活動をどうやって作るか、地域に足りないサービスは何か、身近な勉強会から始めましょう。



人生の集大成として死を考える ～佐久地域における地域ケア活動の実践から学ぶ～

大北地域包括医療協議会 第4回多職種連携ネットワーク会議研修会

佐久地域は佐久総合病院を中心に、在宅医療の先進地として全国でも広く知られています。かつて農村では診療を受けることを「医者をあげる」と言われた時代、医療は大変高価な行為でした。終戦後から佐久総合病院では医療者が農村に出向き、農民のための地域医療を進めてきました。大北地域の実践に繋げるため、地域住民が最期まで希望するように生きられる地域づくりを学ぶ研修会が3月7日に行われました。

医療と介護の連携に関する勉強会

佐久総合病院診療部長
小海診療所所長 北澤彰浩 先生

亡くなる場所が足りなくなる

- 昭和51年まで死亡場所は病院より自宅が多かったが、今は病院で亡くなる方が多く、死が医療の場で完結してしまっています。
- 2040年には49万人分の看取りの場所が不足すると見込まれています。
- 看取りの場所の確保が必要ですが、これは、地域包括システムへつながる大事な鍵になるものです。

死のイメージを変えていく

- 人生の最終段階は死に対するよくないイメージの影響が大きい。
- 死は敗北ではなく「人生の集大成」
- 人生の終末期ではなく「人生の完成期」
- こう言い換えて考えてみれば、少しでも前向きに考えられないだろうか。
- 佐久では「満ち足りた人生の完結」をテーマに市民講座を行いました。関心が持てる内容で、考える機会を作ることが大切です。

まず本人が主体になって考えること

- これまで私たちは自分が死ぬことを考えなさがりました。
- ある老人の一言「もう今更死ぬことはこわくない。ただ、願わくば最期は満足して死にたい」
- まず誰もが他人ごとではなく自分事として人生の最期をどう過ごすかを考え、いろんな人と関わるのが大切です。
- その人が希望する場所での人らしく最期まで生きることを支える地域づくりが地域包括ケアシステムとなります。
- そのためには、本人が主体となって考え、医療・介護を切れ間なく利用できる地域づくりを、住民参加のもとで行うことが大切です。



4月から介護サービス利用料が変わります

27年度報酬改定について

介護保険サービスの費用は、国により、介護報酬としてサービスごとに決められています。介護報酬は3年ごとに見直され、平成27年度の報酬改定では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めるため、次のような視点で改定が行われました。全体の改定率はマイナス2・27%でしたが、リハビリや看護体制等で加算が見直されたサービスが多く、今までと同じサービスでも利用料が変更になる場合があります。

なお国の予算編成作業が遅れたため、点数設定や新しい基準等が示されるのが3月になってから順次進められています。4月からの利用料変更の詳細については、事業所から直接利用者さんごとにお知らせがありますので、ご不明な点は担当のケアマネジャーや、サービスを利用している事業所・施設等にご確認ください。

1. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

(1) 中重度の要介護者等を支援するための重点的な対応

中重度の要介護者や認知症になったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」地域包括ケアシステムを実現するため、引き続き在宅を支援するためのサービスの充実が図られました。

例えば

通所介護 では、

認知症高齢者積極的に受け入れるための体制や、要介護3以上の高齢者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所を評価する加算が創設されました。

- ・ 認知症加算 600円/日（新設）
- ・ 中重度者ケア体制加算 450円/日（新設）

訪問看護 では、

在宅の中重度の要介護者の療養生活に必要な医療ニーズへの対応を強化するための事業所を評価する加算が創設されました。

- ・ 看護体制強化加算 3000円/月（新設）

介護老人保健施設 では、

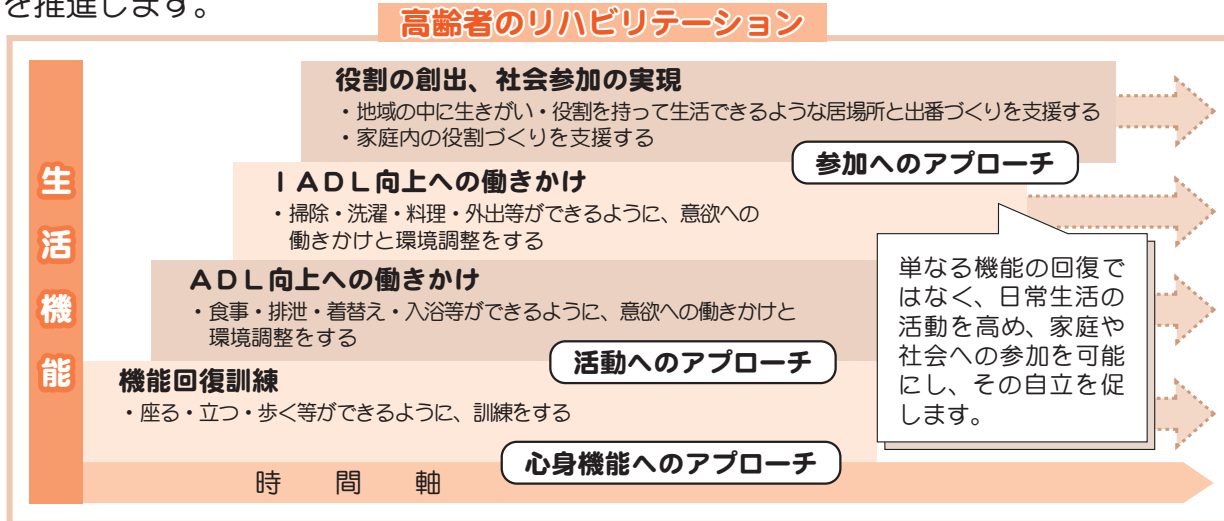
在宅復帰支援機能を更に高めるため、専門職の配置等を踏まえ、基本報酬と加算が見直されました。



※すべての事業所に該当するわけではありません。詳細は事業所等へご確認ください。

(2) 活動と参加に焦点を当てたりハビリテーションの推進

「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なサービス提供を推進します。



(3) 看取り期における対応の充実

本人や家族の意向に沿って、その人らしさを尊重したケアを実現するため、十分な意思疎通を促進する取り組みを評価し、在宅、施設等での看取り期の対応充実を図ります。（例）看取り介護加算の増額

自分の口で、噛んで、
味わって、飲み込む
↓
口から食べる楽しみ

(4) 口腔・栄養管理に係る取組の充実

施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、他職種による支援の充実を図ります。



2. 介護人材確保対策の推進

例えば

質の高い介護サービスを確保と、介護職員を安定的に確保するため、介護職員処遇改善加算を見直し、さらなる上乘せ評価が実施されます。

3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

例えば

- ・集合住宅へのサービス提供の適正化（事業所と同一建物に居住する減算の適用範囲が拡大されます）
- ・**通所系サービス** では、送迎が実施されない場合（家族が送迎を行う場合等も含む）、減算の対象になります。
送迎を行わない場合（新規） ⇒ マイナス470円/片道
- ・**入所系サービス** （施設入所やショートステイ等）の居住費の自己負担額が、一部変更になります。（高熱水費の調査により値上げされます）
多床室の居住費 ⇒ 50円/日 自己負担が増額

実際に納める額が変わるのはいつからかしら？



介護保険料は、3年に一度介護保険事業計画作成年度に見直しが行われます。保険料の決め方や、所得段階別の保険料の詳細は、同時配布となっている「第6期介護保険事業計画・介護保険制度改正の概要」の6〜10ページをご覧ください。介護保険料は年額で決められており、納付月によって納付額が異なる場合があります。具体的な例は次のとおりです。

標準月額額は
5,000円が5,500円に

新しい保険料額が
決まりました

第5段階（特別徴収）の方

標準月額 5,000円 → 5,500円
(年額 60,000円 → 66,000円) の方

4月は前年度の2月分と同じ保険料を納めますので、天引き額は変わりません。

6、8月は新しい保険料年額(66,000円)の1/2から4月分(10,000円)を引いた額を2回に分けて納めます。

本算定で確定した保険料年額から仮徴収分を差し引いて納めます。5,500円×2か月分が天引きになります。

保険料額	10,000円	11,500円		11,000円			
		仮徴収		本徴収			
納付月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年度	平成26年度			平成27年度			

第5段階（普通徴収）の方

標準月額 5,000円 → 5,500円
(年額 60,000円 → 66,000円) の方

4月から新しい保険料額で納付します。

保険料額	5,000円	5,500円													
		暫定賦課					本算定								
納付月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
年度	平成26年度			平成27年度											

※前年度の所得に変動があった場合、保険料が変わる場合があります

27年度介護保険料のお知らせは4月15日に発送します

27年4月15日に、平成27年度の介護保険料に関する通知を、65歳以上の方全員にお送りしますので、封筒の中身をご確認ください。

4月から6月の介護保険料は、平成25年の所得と市町村民税課税状況をもとに仮に計算しています。正式な介護保険料は、26年の所得と市町村民税課税状況が確定する7月以降にお知らせします。

徴収方法	普通徴収の方 (納付書や口座振替の納付)	特別徴収の方 (年金からの天引き納付)		
同封されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料納入通知書 ※毎月中旬に発送します。 ●送付案内 ※3月(3/2~4/1)に65歳になった方は、3月分と4月分の納入通知書が同封されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収開始通知書 ●通知書の見方 ※一例を示したもので、金額等は全ての人に当てはまるわけではありません。 		
必要な対応など	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【納付書の方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【口座振替の方】 月末までに指定している口座の残高をご確認ください。</p> </td> </tr> </table>	<p>【納付書の方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。</p>	<p>【口座振替の方】 月末までに指定している口座の残高をご確認ください。</p>	<p>個別にお支払いいただく必要はありません。 ※4月の年金から天引きされるのは4、5月分の保険料です。</p>
<p>【納付書の方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。</p>	<p>【口座振替の方】 月末までに指定している口座の残高をご確認ください。</p>			


〒398-0000
大町市大町

様
太郎
介
護
太
郎


【重要書類在中】

- 介護保険料納入通知書
- 特別徴収開始通知書

のいずれかまたは両方が入っています。



北アルプス圏・交・学



北アルプス広域連合

大町市／池田町／松川村／白馬村／小谷村

〒398-0002 長野県大町市大町1058-33 大北福祉会館内
TEL.0261-22-6764 / FAX.0261-22-7011

口座振替だと納め忘れがなくて安心ね！



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北アルプス広域連合介護福祉課 介護保険係

直通電話 ☎ 21 - 3324 代表電話 ☎ 22 - 6764

特別養護老人ホーム入所希望者は290人 — 平成27年2月末現在 —

施設名	所在地	定員
カトシヤ	大町市平	76名
銀松苑	大町市常盤	68名
高瀬荘	池田町大字池田	80名
ライフ	池田町大字会染	89名
白嶺	白馬村大字神城	80名
ライフ松川	松川村	60名
合計		453名

大北地域にある6つの特別養護老人ホームの定員は、左の表のとおりです。平成27年2月入所判定委員会時の入所申込者数は大北全体で290人です。それぞれの施設において、年4回入所判定委員会が行われ、定員に空きが出た場合、順次入所が可能となっています。

1年前と比較すると待機者は86人減少しました。

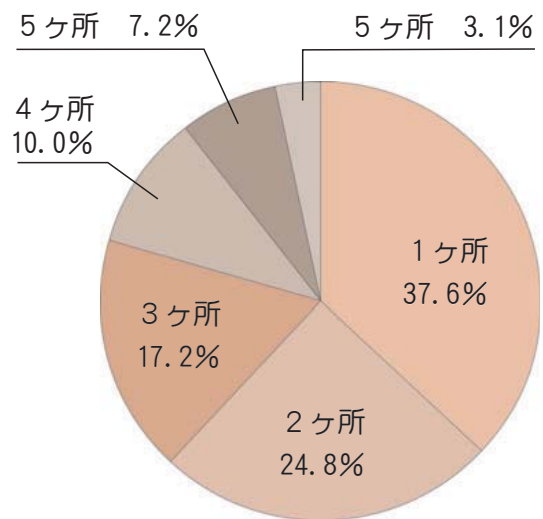
待機場所の割合は在宅等50・3%、施設49・7%であり、1年前と比較して在宅等が2・4ポイント増加しました。

【 要介護度別入所申込者の待機場所 】

要介護度	待機場所				合計
	在宅	老健	グループホーム	療養型等	
要介護1	20	4	5	6	35
要介護2	24	25	9	4	62
要介護3	40	24	5	8	77
要介護4	36	22	2	—	60
要介護5	26	20	—	10	56
合計	146	95	21	28	290

※)老健=老人保健施設、療養型=療養型医療施設

入所申込状況



あとがき

4月から第6期介護保険事業計画がスタートします。団塊の世代が75歳以上を迎え医療と介護のニーズが高まる10年後に向けて、大事な3年間にあります。市町村では縦割りの垣根を越えて、保健、生涯学習、自治会組織等とも連携して地域づくりに取り組んでいきます。

その中で特に元気な高齢者のみなさんをお願いしたいことが2つあります。

一つ目は地域活動への「参加」です。健康づくりや趣味のほか、ボランティア活動、高齢者の生活支援や見守り活動の担い手として地域を支えていただきたいと思います。そして参加を通じてご自身の介護予防に役立てながら、さらに助け合いの輪をお住まいの地域に広げてほしいと願っています。

二つ目は「人生の最期をどう過ごすか」を考えることです。どんなふうに生きたいかという住民の方の心構えが土台となって、その心構えを支えるための地域づくりが始まります。住民のみなさんの参加で、ともに支えあう地域が創られます。